

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成26年1月20日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

世田谷区野毛青少年交流センター運営業務委託

(2) 業務内容

受付業務

- ・利用予約対応、利用受付対応、利用案内対応
- ・開館時・閉館時の警備装置作業、退館時の電気、ガス、火気、水道、窓等の点検
- ・利用者や近隣等との調整

プログラム業務

- ・事業者提案による青少年向け事業の実施
- ・事業者提案による多世代交流事業の実施
- ・利用率向上に向けた取り組みの実施

その他業務

- ・第10回青年の家こども祭の実施
- ・世田谷ユースリーダー事業の実施
- ・若者支援シンポジウムの開催 平成26年7月24日(木)に実施予定
- ・チラシ・ポスター

世田谷区が作成予定のチラシ・ポスターのほかに、利用率向上のため、業務内容を広く伝え、魅力ある情報をいつでもわかりやすく入手できる方法を検討し、実施すること。

・情報集約

世田谷区が平成26年度末に発行予定の「せたがや若者応援ブック」に掲載予定の情報を集約し、世田谷区へ提出すること。

(3) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

ただし、平成27年度から平成28年度までについても、各年度における本事業の予算配分があり、かつ前年度の履行状況が良好であることを条件として、引き続き契約する予定がある。

2. 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 世田谷区あるいは世田谷区近郊に活動拠点を有していること。
- (5) 平成21年度以降、国又は自治体における若者支援に関する事業等を実施した実績があること。

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本案件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 世田谷区及び国の若者支援施策の理解度および課題認識等のレベル
- (2) 事業実施内容の充実度および履行の信頼度
- (3) 事業実施体制(統括責任者および業務担当者の経験や資格、配置人材、区との連絡体制等)
- (4) 運営に要する見積経費の妥当性
- (5) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

5. 選定日程

内容	日程	備考
手続開始の公告日	1月20日(月)	
説明書の交付	1月20日(月)～ 1月27日(月)	区ホームページからのダウンロードによる
施設見学会	1月22日(水)	希望団体は、施設見学を実施することができる。
参加表明書の提出期限	1月27日(月)12時	持参または郵送(書留郵便に限る)とする。
プロポーザル招請通知	1月27日(月)	参加資格を満たしている業者へ、プロポーザル招請通知を電子メールで送信する。 参加資格を満たしていない業者へ、非招請通知を電子メールで送信する。
質問書の提出期限	1月31日(金)17時	電子メールに限る。 質問内容および回答は、その都度、全事業者へ電子メールで送信する。
提案書の提出期限	2月7日(金)12時	持参に限る。
第一次審査	2月上旬	第一次審査で上位3社を選抜する。
第一次審査結果通知	2月上旬	結果通知は、全事業者へ郵送する。
第二次審査 プレゼンテーション	2月中旬	第一次審査の上位3社を対象にして、プレゼンテーションを実施する。
第二次審査結果通知	2月下旬	結果通知は、全事業者へ郵送する。
契約締結	4月1日(火)	

6. その他

- (1) 提案にあたっては、世田谷区ホームページ等を参考にすること。
- (2) 本件は、平成26年度予算の配当を条件として契約する。
- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約保証金 免除
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との
随意契約により締結する予定の有無 「有」

平成27年度・平成28年度世田谷区野毛青少年交流センター運営業務委託

- (7) 維持管理業務については、平成26年度は別途事業者へ委託し、平成27年度からは本委託業務の仕様に含めることを予定している。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類等の内容を無償で使用できるものとする。
- (10) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (11) 詳細は実施説明書による。

7. 本件担当部課

世田谷区子ども部若者支援担当課 担当 馬場・増田

住所：〒154 - 8504 世田谷区世田谷4 - 21 - 27 第一庁舎5階55番窓口

電話：03 - 5432 - 2585 FAX：03 - 5432 - 3050

(土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

E-mail：SEA02091@mb.city.setagaya.tokyo.jp